

第7期東京都生涯学習審議会 第9回

議事録

平成20年7月7日（月）
午後6時から午後7時53分まで
都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

○出席委員

生重 幸恵 委員

牛島三重子 委員

太田 篤 委員

大橋 謙策 委員 (会長)

奥井かおる 委員

香月よう子 委員

坂井 一之 委員

坂井 康宣 委員

田中 雅文 委員 (副会長)

中西 茂 委員

長澤 由利 委員

鳩山多加子 委員

広瀬 宏之 委員

村上 徹也 委員

山崎喜久雄 委員

吉兼 元幸 委員

東京都生涯学習審議会 第9回 会議次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 専門部会の報告について
 - ア 報 告
 - イ 審 議
- (2) 起草委員会の設置について

3 その他

- (1) 今後のスケジュールについて

4 閉 会

【配布資料】

- 資料1 第二次答申構成(案)
- 資料2 第7期東京都生涯学習審議会 専門部会報告
- 資料3 第7期東京都生涯学習審議会 今後のスケジュール(案)

- 参考資料1 平成20年度教育庁組織改正について
- 参考資料2 とうきょうの教育(5月30日 特集号)
東京都教育ビジョン(第二次)
- 参考資料3 社会教育法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文
- 参考資料4 第7期東京都生涯学習審議会委員
- 参考資料5 『地域における「新たな支え合い」を求めて』

第7期 東京都生涯学習審議会 第9回

平成20年7月7日（月）

都庁第二本庁舎31階特別会議室27

【主任社会教育主事】 こんばんは。何人かの方がまだお見えになっていませんが、定刻ですので、ただいまから第7期第9回東京都生涯学習審議会を開催させていただきます。

まず、委員の出席についてですが、横山委員が、4月1日付の人事異動により三鷹市の第五中学校から大島第一中学校へ異動されたことから、委員を辞任されています。従いまして、生涯学習審議委員は全員で21名になります。今日は17名の方が御出席の予定でございます。岩本委員、鈴木委員、高橋委員、服部委員が御欠席です。ほかの委員の方は間もなく駆けつけられると思いますので、始めたいと思います。

初めに、資料の確認をさせていただきます。机上に会議次第と座席表、それから資料1としまして、「第7期東京都生涯学習審議会 第二次答申の構成（案）について」がございます。それから資料2-1は専門部会の報告、資料3がスケジュールとなっております。

それから、参考資料1が教育庁の組織改正について、参考資料2が東京都教育ビジョン（第2次）に関する資料、参考資料3は、「社会教育法等の一部を改正する法律案新旧対照条文」、参考資料4が審議会委員の名簿です。そして、参考資料5としまして、「地域における『新たな支え合い』を求めて」、住民と行政の協働による新しい福祉、ということで、大橋会長から御紹介をいただいた本がありますので、御確認ください。

では、まず初めに、参考資料1を御覧ください。組織改正によりまして、当部の名称が変更になっています。1月の第7回の全体会の際にも案として御紹介しましたが、正式にこの4月から、学務部の義務教育部門と生涯学習部を統合いたしまして、地域教育支援部が新たに設置されたところです。この地域教育支援部はこれまでの2課体制から、管理課、義務教育課、そして生涯学習課の3課体制になりました。ちなみに、この生涯学習審議会の所管は生涯学習課が担当しております。

なお、組織改正によりまして役職名も変更になりましたので、御紹介いたします。

まず、皆川生涯学習部長が地域教育支援部長になりました。

【地域教育支援部長】 引き続きよろしくお願ひいたします。

【主任社会教育主事】 小菅計画課長が管理課長です。

【管理課長】 直接の所管は外れましたが、引き続きよろしくお願いいたします。

【主任社会教育主事】 檜山社会教育課長が生涯学習課長です。

【生涯学習課長】 檜山です。よろしくお願いいたします。

【主任社会教育主事】 そして、義務教育課長として、松川課長が着任しております。

主任社会教育主事は、引き続き私、江上でやらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の御確認いただきましたら、初めに、参考資料2の、東京都教育ビジョン（第2次）について特集しました「とうきょうの教育」というリーフレットと、冊子を御覧ください。この東京都教育ビジョンにつきまして、総務部の黒崎政策担当課長より御説明をさせていただきます。

それでは、課長、よろしくお願いいたします。

【政策担当課長】 ただいま御紹介にあずかりました政策担当課長の黒崎でございます。

5月22日に公表しました東京都教育ビジョン（第2次）につきまして、教育ビジョンのリーフレットに基づき説明させていただきます。また、冊子もございますので、必要に応じて冊子についても紹介させていただきます。

リーフレットの構成でございますけれども、最初に、どのような経緯でビジョンが策定されたか、それから、東京都が目指すこれからの教育について、述べてあります。そして、次の見開きページには、「ビジョンの体系」ということで、「3つの視点」と「12の取組の方向」及び「27の重点施策」を示しております。

そして、見開きをあけていただきますと、「今後5年間で特に重点的に取り組むべき事項」ということで20の施策をここに掲げております。また、左右には、教育委員の立場からみて、この中でも特に取り組んでほしいと考える事項について、各委員の方から御意見をいただいて載せています。そして、最後のページには、関係局との連携、それからビジョンの確実な実現に向けた点検・評価、ビジョンを実現するための国への提案要求などについて記しています。このような構成になっております。

また、冊子の方は、2つほど補足させていただきますと、まず17ページ、18ページに「ビジョンの体系」とありますが、今お話しした内容の具体的な施策も含めて、ここですべて確認ができるようになっております。また、ビジョンを策定する過程で、都民のどのような意見を反映したのかというものが94ページ以降に出ております。今日は一つ一

つを説明する時間はございませんので、このような構成を頭に入れていただいて、お帰りになってから必要に応じて御覧いただければ幸いです。

それでは、リーフレットに従って説明をさせていただきます。

この教育ビジョンを策定するに当たりましては、本年1月24日の第2回定例教育委員会で「中間のまとめ」を御報告いたしました。その後、「パブリックコメント」を実施しまして、教育庁内で検討を進め、成案に至ったものでございます。

まず、教育ビジョンの位置付けでございますけれども、「策定について」という最初の項目を御覧いただければと思います。都教育委員会では、平成16年4月に「東京都教育ビジョン」を国に先駆けて策定いたしまして、着実に教育改革を進めてまいりました。しかし、その後の社会の急速な変化の中で、学校教育を地域の社会資源で支える仕組みづくりをはじめ、新たな課題への対応が求められております。さらなる教育改革を進めるため、「東京都教育ビジョン」の成果や「10年後の東京」の基本的な考え方を踏まえまして、関係各局の協力も得て、新たな取組の方向や重点施策、5年を計画期間とした推進計画を内容とする「東京都教育ビジョン（第二次）」を策定いたしました。本ビジョンは、東京都における「教育振興基本計画」としても位置付けるものでございます。

続きまして、中段にございます「東京都が目指すこれからの教育」でございます。「1. 社会全体で子供の教育に取り組む」では、家庭・学校・地域・社会の連携強化や外部人材の積極的な活用を図り、社会全体で子供の教育に取り組んでいくことをお示しました。

次、「2. 『生きる力』をはぐくむ教育を推進する」では、次代を生きる子供たちに育成すべき力として、激しい競争社会を生き抜く力や人間関係を築く力などの次代を切り拓く力、そして基礎的・基本的な知識・技能と、これらを活用する力などの「確かな学力」の育成を目指した教育を推進していくことをお示しました。

次の見開きでございますけれども、「施策展開の3つの視点」では、第1に「家庭や地域の教育力向上を支援する」という大きな柱を立てさせていただきました。第2に「教育の質の向上・教育環境を整備する」、第3に「子供・若者の未来を応援する」と、この3つの視点から取組を進めていくことをお示しております。

「重点施策と推進計画」でございますけれども、この施策展開の3つの視点に基づきまして、この12の取組の方向と27の重点施策を掲げ、その実現に向けた具体的な80の推進計画を5年間の計画としてお示しております。本ビジョンの体系は、先ほど申し上げた本文の17、18ページに全体像をお示しております。

このうち5年間で特に重点的に取り組む事項として、20項目をお示ししております。視点ごとに幾つか説明をさせていただきます。

視点1、「家庭や地域の教育力向上を支援する」では、まず「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトの推進」です。すべての親を対象に、乳幼児期からの子供の教育の重要性を伝えるための効果的な方法を解決するとともに、地域において、乳幼児と親を支援する住民間のネットワークづくりを進めていく取組でございます。

また、『学校支援ボランティア推進協議会』の設置推進では、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の学校支援地域本部事業を活用して、各区市町村において「学校支援ボランティア推進協議会」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域の人材の活用を促進してまいります。

視点2です。「教育の質の向上・教育環境の整備を推進する」のうち、「教職大学院を活用した現職教員の育成」では、連携する教職大学院に現職の教員や教育管理職候補者を派遣し、経営能力をはじめ、高い実践力や応用力を身に付けさせ、東京都の教育の中核を担い得る教員や高い専門性と優れた行政感覚を持つ指導主事などを計画的に育成してまいります。

それから、「安全教育プログラムの推進」では、都内のすべての公立学校において安全に関して必ず指導すべき基本的な事項などを示した、全国初の「安全教育プログラム」を作成し、全教員に配布するなど、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質能力を身に付けさせてまいります。

視点3、「子供・若者の未来を応援する」のうち、『確かな学力』の定着と伸長では、小学校・中学校それぞれの段階で、すべての児童・生徒が身に付けておくべき内容を指導するための基準「東京ミニマム」を示すとともに、都及び国の学力における調査の結果などに基づいて、授業改善を推進してまいります。「子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための教育の充実」では、子供の自尊感情の形成に係る研究を行い、その成果を生かした指導内容・方法の開発や教員研修を実施してまいります。

最後のページになりますが、「東京都教育ビジョン（第2次）の実現に向けて」でございます。区市町村教育委員会をはじめ、関係機関等との連携を図るとともに、施策の確実な実現に向けた点検・評価を実施してまいります。また、「3 更なる改革を進めるための国への提案要求」では、教職員の定数増や、有害情報から子供を守るための取組など、国に提案する項目を示しております。

雑駁^{ざつぱく}でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

【主任社会教育主事】 ありがとうございます。東京都教育ビジョン（第2次）の概略でしたが、何か御質問ございましたら。

【田中副会長】 非常によくまとめてわかりやすく説明していただいてありがとうございました。

最初のページに「東京都が目指すこれからの教育」とあります。そのうちの2の『生きる力』をはぐくむ教育、これが2つに分かれていて、「次代を切り拓く力の育成」と『確かな学力』の育成」という2つが挙げられています。

次の「東京都教育ビジョン（第2次）の体系」のところでいうと、視点③の「子供・若者の未来を応援する」というのが、恐らくこの、『生きる力』をはぐくむ教育の推進に相当するものだと思います。そしてその取組のうち、取組⑨の「児童生徒の『確かな学力』の向上」が先ほどの『確かな学力』の育成に相当して、「次代を切り拓く力の育成」に相当するのが取組⑩から⑫かな、と思って聞いておりました。この⑨から⑫をちょっとブレイクダウンすると、右側にあります重点施策19から27になるわけですね。

これを次に、「今後5年間で重点的に取り組むべき事項」のところでは、視点③のところの一番上に「確かな学力」があるので、「学力」は通してずっと来ているのはよくわかります。そうしますと、その下の都立学校ICT計画から日本の伝統・文化^{うんぬん}云々というところまでが、分類でいくと、最初のページにありました「次代を切り拓く力の育成」では具体的に、重点的に何をやるか述べたものになる、という考え方、とらえ方でよろしいですか。

【政策担当課長】 今、「生きる力」をはぐくむ教育を推進するということで、説明を省略してしまったところがあるのですが、本文の10ページをまずお開きいただければと思います。ここに「生きる力」とは一体何かということを述べてあります。先ほどの「次代を切り拓く力の育成」、「確かな学力の育成」というのは1つの大きな切り口なので、もう少し大きい概念としては、「生きる」力、ということで、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」を持つ、知徳体のバランスのとれた子供たちを作っていくというところが主でございます。

そして、その多くの取組が、今御指摘がございました、視点③の「子供・若者の未来を応援する」のところに組み込まれているところでございますが、視点①、視点②についても、大きく『生きる力』をはぐくむ教育を推進する」という観点から取り上げております。様々な成長の段階を対象にして、あるいは特色ある学校づくり、あるいは教員の資質向上、

外部人材の教育活動への積極的活用、特別な支援が必要な子供の教育の充実、子供の安全・安心の確保、そして乳幼児期からの家庭教育への支援など、すべてここに、「生きる力」に帰着していくと考えます。ただ、具体的な施策ということでは、御指摘があった視点③にかなり集約してしまったというところはございます。

【田中副会長】 わかりました。ありがとうございます。

【主任社会教育主事】 ほかにございますか。

それでは、以上は概略でしたので、今、説明がありましたように、後ほど本文の方を見ていただければと思います。

続きまして、本日の進め方について御説明させていただきます。2月に開催しました第8回の審議会において専門部会を設置していただいたわけですが、今日はまず、専門部会の報告をいただいて、それをもとに御審議いただきたいと思います。

そして、次に、答申作成に向けた起草委員会の設置及びスケジュール等につきまして、御審議をいただきたいと考えております。

それでは、大橋会長、よろしくお願いいいたします。

【大橋会長】 それでは、改めまして、こんばんは。2月から5か月ぶりということで、久しぶりにお会いしましたね。

今の「東京都教育ビジョン（第2次）」を聞いていまして、視点①のところに、事実上3つも生涯学習審議会の答申を反映していただきまして、ありがとうございます。27の項目のうち、少なくとも3つは直接にかかわっているという意味では、私どもが頑張ったかいがあったかなと思っております。「実現しないと意味がない」と教育委員のどなたかが言っていますので、どうぞ実現してください。これは、財政的な裏づけが当然あるのですよね。

【政策担当課長】 施策を出すに当たっては財務局との協議を行っておりますが、予算査定は当然毎年行うという形でございます。

ただし、「ビジョン」を見ていただきたいのですが、5年間の手順という形で、一つ一つの計画ができております。これについてはおおむね理解をいただいているという形です。

【大橋会長】 かちっとした財政フレームはないけれども、ほぼその方向で行くということでしょうか。期待しております。ありがとうございました。

それでは、今日は久しぶりの全体会ということでございますが、この間、田中副会長をはじめとして専門部会の方々には、精力的に御論議をいただきましてありがとうございます。

した。今日は専門部会の報告をいただきますが、久しぶりのことで、私も含めて皆さん多分、どういう論議をやっていたのだったか記憶がやや遠くなっているかと思いますので、事務局から、今期の課題全体がどこにあったのかということのを改めて見直ししながら、「第二次答申の構成（案）」を作成していただきました。まず、この資料1「第二次答申の構成（案）」について事務局から説明いただき、これを踏まえた上で、専門部会の報告をいただきたいと思います。では、お願いします。

【主任社会教育主事】 資料1の「第二次答申の構成（案）について」を御覧ください。この構成（案）につきましても、会長、副会長と事務局とで調整をして作成いたしました。ここで私から御説明させていただきます。

まず、「第二次答申の構成（案）」の性格ですが、1つは、今会長からお話があったように、諮問事項の背景と内容、それから専門部会に至るまでの経過のおさらいをしていくというイメージで、これが第一章になっています。ここで、改めて諮問事項について確認していただければと思っています。そしてもう1つ、専門部会で検討していただいた事項は、構成（案）全体像の中でどこにどのように位置付けられるのかということのを、確認していただきたいということです。

まず1ページ目を御覧ください。右側に諮問事項がございます。諮問事項はそこに書いてあるとおりですが、諮問理由の3つ目にありますように、「これまでの生涯学習審議会では、『学校・家庭・地域の協働の在り方』を検討してきたが、今後は、この視点に加え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な役割を果たす『幼児期の教育』や、これまでの行政の関与が消極的であった『家庭教育支援』（第一次答申でまとめる）、さらには団塊の世代の教育参加をはじめとした地域における『新しい公共』を実現する『社会教育』など、総合的な観点から社会教育施策の在り方について検討していく必要がある」ということで諮問が出されたわけです。

この資料ですが、左側が〈構成（案）〉になっていますが、右の方には、今お話ししましたように、これまでの生涯学習審議会、特に第4期から第7期の第一次答申まで含めて、ここで検討された内容を記載してございます。そういう意味で、今回の第二次答申は、生涯学習審議会の4期から7期の第一次答申までを総合した到達点として位置付けて、この構成（案）を考えています。

左側の〈章構成一案一〉を御覧ください。

第一章としましては、「社会教育から地域教育へ」ということで、この諮問の背景も含め

て、(1)に「教育基本法の改正と社会教育の新たな役割」を書いてございます。大きくは、お話をしましたように、教育基本法の改正に伴って、その改正に合わせた形で構造化をしています。右側の「新しい教育基本法の構造」の図は、何度か出てきた図ですが、学校教育を含んだ形で社会教育のイメージを表しています。

(1)の4つ目の「教育基本法第13条(学校、家庭及び地域住民相互の連携協力の推進)が持つ意義」というものが、諮問の背景として非常に大きい部分がありますが、その後、今年6月の社会教育法改正では、「社会全体の教育力の向上」や「地域社会での目標の共有化」というように言われています。これらのことから、ここは、「地域教育」という観点から社会教育、学校教育を位置付け直す必要がある、とまとめております。

そして、その「地域教育」の考え方として、次の(2)でA、B、Cを出しています。Aは、「『新しい公共』概念の登場」ということで、これも何度も繰り返しになりますが、官が作り上げてきた従来からの公共ではなくて、地域の住民の主体的で多様な活動をベースに置いた新たな社会システムとして「新しい公共」が求められ、その中では、Aのところに書いてございますように、「多様な担い手による地域づくりの取組が主体であって、行政はその取組に協力する、という図式の中で『新しい公共』が生み出される」としてあります。

そして、Bのところでは、地域の教育力の向上そのものが、まさに「新しい公共」概念を具体化する一つの形であるということで、地域の教育力が機能している状態を、a、b、c、dで説明しています。

そして、Cでは、「地域教育」が目指すものについて述べています。それは、「『地域』を基盤として、そこに住む地域の担い手の方たちが、学びあいのネットワークを通じて有機的に結びついていく共同体(コミュニティ)づくり」であるとしています。今期の生涯学習審議会の第一次答申の中でも、「社会的つながり」ということがキーワードとして出されてきたわけですが、このことと同じように、同義として、社会的つながりと有機的に結びつく共同体づくりということをとらえています。

次のページを見ていただきますと、第二章で「地域教育の機能と地域教育行政の役割」という章を立てています。(1)の「地域教育の機能」につきまして、そこに「専門部会における主な検討事項」とありますが、専門部会ではこの部分を検討してまいりましたので、これについて後で部会長の方から御報告をいただきたいと思っております。

そして、この教育機能を定義していった上で、(2)「地域教育行政が果たすべき役割」

として、1つには、地域教育行政の目標として「地域、家庭の教育力を支援する」ことを挙げ、支援や条件整備などについてAからDに書いています。そして2つ目に、地域教育計画を作っていく必要性をうたっているという流れになっております。

3枚目を御覧ください。第三章としまして、「東京都における地域教育行政の施策展開の考え方」をここで出しています。基本視点としましては、そこにあります3点、「学校教育・社会教育の連続性の視点」、それから「多様な主体の教育参加、参画を促すためのしくみづくりの視点」、そして「地域における教育コーディネート機能を充実させる視点」を挙げています。

そして、先ほどお話ししたように、組織改正に伴って地域教育支援部になったことへの期待について、ここで位置付けていこうと考えております。この第三章の部分と、先ほどの第二章の地域教育行政が果たすべき役割、この辺りが起草委員会で検討する事項になっていくかと考えております。

そして、最後に、第四章の「地域教育を活性化させるために、都教育委員会に求められること」ということで、具体的な施策として、専門部会で検討していただいた内容がここに入ってくる、というように考えております。

第二次答申の構成（案）については以上です。

【大橋会長】 ありがとうございます。まさにこの4月から「地域教育」支援部になったわけですし、その地域教育支援部のやるべき方向、課題をこの審議会として、実質的にオーソライズしていこうということになりますし、ひいては学校教育と社会教育という二分法的なやり方だったものを、教育基本法等の趣旨に照らして、学校中心にしながらそれを包み込むような新たな教育システムを行政と住民が協働して作っていこうと、そういう方向を今回明確にすると、こういうことになるかと思えます。多分、そのことが東京都の教育ビジョンにもつながってくるであろうということです。今までは余りにも学校教育とそれ以外とが対立的にあって、学校教育の負担が重過ぎたということがあったかと思いますが、それを変えてみようという新たな試みで、これがうまくいけば、多分、全国的に相当インパクトのある情報発信をすることができるのではないかと考えて、作業をしてきたということでございます。

今の事務局の説明について何か御質問ありますか。

この1枚目に書いてある【図：新しい教育基本法の構造】のところでは学校教育を周りで囲んでいますが、とりわけ「学校・家庭・地域の連携・協力の推進」のところをより大

大きく豊かにしていきたいと思います、こういうことになるのかなと思います。そこがコーディネート機能も持ちますよというイメージになるかと思います。ですから、学校教育、社会教育、もう1つ大きな図で地域教育というのがあるのかもしれませんが。どういう図の書きぶりにするかは別としまして、そういうことかと思います。大体よろしゅうございましょうか。

したがって、第二次答申もこれらをきちんと組み入れた形で整理する、あるいは第4期以降ずっと取り組んできた、地域の教育力という視点や住民と行政の協働という視点を意識して整理をし直しながら集大成していく、ということになるかと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、とりあえずこの第二次答申の構成(案)、全体構成を共通理解したとさせていただきます。主に最後の第四章のところの「専門部会における主な審議事項」に行きたいと思います。外部人材等の教育資源の積極的活用について、あるいは学校、家庭支援の部分はどうするかということについてなど、論議をしていただいたところの報告をお願いします。

【田中副会長】 それでは、専門部会の報告をさせていただきます。資料2-1を御覧いただけるでしょうか。ポイントだけ御説明していきたいと思います。

まず、1の「専門部会における審議テーマ」、これは何に設定していたかという、今もお話がありましたが、「地域教育」がキーワードになりますので、それをどうシステム化するか、地域教育をうまく生かすための仕組みをどう作るか、ということについて考えたということです。

ポイントとしては3つありまして、この枠の中にありますが、1つ目は、多様な人々の社会参加活動の広がりというものがあるので、それを十分踏まえ、生かすことということです。その上で、2つ目、地域全体の教育機能を高めていくということ、さらには、3つ目、子供から大人まで、生涯にわたる多様な教育ニーズにこたえる、要は子供だけではなくて、大人も育つ地域教育という観点を大事にするということです。その3つをポイントとしながら検討いたしました。

検討に当たって、「審議の経過」にありますように、専門部会を5回開きました。前半の3回は、主にいろいろな活動事例を報告いただいて、事例研究的な形で行いました。その第1回目は、この審議会の委員でもある生重委員に、NPOスクール・アドバイス・ネットワークの活動を御報告いただきました。主に学校教育コーディネーターとしてのこれま

での取組と、そこから見た地域の課題についてお話しいただきました。

第2回の専門部会では、「企業やNPOが持つ社会資源を積極的に活用する事例」ということで、同じくこの審議会の佐野委員から、NPO法人じぶん未来クラブの活動を報告していただきました。このNPOの活動には、3つの主な柱がございます。1つは、ヤングアメリカンズ・ジャパントアという、世界各地で、子供たちのいろいろな芸術的体験をサポートして子供たちの活性化をするという活動を行っているアメリカの団体を日本に招いて、地域で子供たちの活性化を図っているという事業です。それから2つ目は、「お仕事探検隊」というプログラムで、企業と協力して、子供たちに企業を訪問させ、ビジネスを理解させていくというものです。さらには、3つ目、企業と学校をつなぐ研究会の開催といった活動で、これらについてお話をいただきました。

第3回の専門部会はお二人にお願いしました。いずれも団塊の世代に注目いたしまして、その世代を中心とした地域住民の教育参加という観点からお話を伺いました。お一人は東島さんという方で、NPO法人生涯学習「^ち知の^{いちば}市庭」をやっています。この方には主に、地域の大人による紙芝居づくりと、それを企業との連携や社会貢献へと発展させたという取組について御報告いただきました。

2人目は梶さんという方ですが、NPO法人コアネットの事務局長です。この方には、企業を退職した方たちがボランティアとして子供たちの教育支援にかかわっているという取組について、御報告いただきました。

それぞれの報告の中から貴重な視点がいろいろ生まれました。それは後ほどまとめて報告いたします。その3回までの事例研究を踏まえ、第4回目に専門部会のメンバーだけで議論を行い、さらにはそれを踏まえて、学校教育、教育行政関係の委員にも特別に参加いただき、学校、教育行政の観点からの御意見もいただきさらに議論を深めました。

以上、5回の専門部会を開催いたしまして、審議を行いました。

その結果を、3に「事例検討の結果」としてまとめてございます。(1)に「事例にみられる共通の特徴」を挙げております。これが、我々専門部会が最終的に抽出した視点であると、御理解いただければよろしいのではないかと思います。ここについて説明させていただきます。お聞きいただくには、下から順番にお話しした方がわかりやすいと思いますので、下から順に御説明いたします。

まず、共通の特徴の1つとしては、我々はこれまで、地域教育という枠組みの中で、大人が子供の成長を支援するのだという考えで長らくやってきましたが、事例を聞いて、子

供の成長からのはね返りで、大人も実はたくさん学んでいる、ということに気付きました。一言でいうと、『大人の学び』と『子供の学び』の相互作用」というものが非常に特徴的にあらわれているということ学んだわけです。すなわち、大人と子供とは互いに触発し合うということです。

学校教育では通常、指導要領に基づいてかなり濃密なカリキュラムで教育しますので、どちらかというと、子供に対して「与える」という姿勢が、どうしても強くなると思います。ところが、今回の事例報告を聞いていますと、与える、張り付ける、あるいは注入するよりは、余計なものをはがしてやることで、子供の創造性やエネルギーは驚異的に広がるようです。つまり、「与える」でなく「はがす」という視点を持つことが非常に大事であるということ学びました。そういう中でこそ子供が活性化し、それを受けて、今度は大人も活性化するということを、この事例の中から我々は学んだわけでございます。そうやって大人が学び成長する中で、子供がその姿を見ていて、結果的には、大人になることについての肯定的な意識をはぐくむことになるであろうということも明確に認識いたしました。これが1つです。

次に、そのような相互作用を生むために何が起きているのかということ、結局のところ、地域内外の多様な主体、若い人からお年寄りまで、女性から男性まで、かなり多様な人々が巻き込まれてここに参加しているということです。自分もやってみたいと思わせるようなものが、いずれのプログラムにも見られたということです。ある事例では、「やる気が^{でんぱ}伝播していく」、あるいは「エネルギーが^{でんぱ}伝播していく」という言葉で表現していましたが、どんどん伝わって広がっていき、そういう中で多様な人々が巻き込まれていくという、そういう現状を見ました。そういうわけで、2つ目として「多様な主体を巻き込み広がりを見せる展開」ということを書きました。

そして3つ目として、そういうことが起こるためには、これは放っておいても起こらない、あるいは人が集まっているだけでは起こらないので、やはり大事なものはコアとなるような人だということ、こういう人はどうしても必要であるということ認識いたしました。ここには「しかけとしての『人』の存在」と書いていますが、一言でいうと、よく言われるコーディネート機能を非常に質の高いレベルで果たすような、コア的な人材が必ずいらっしやるということです。それはかなり不可欠な条件として認識せざるを得ないということがわかりました。

さらに、4つ目は、そういう人がコアになり、多様な人々が巻き込まれ、そして子供と

大人の相互作用が生まれる、ということが起こるためには、どの例でも、潜在的な地域資源といますか、人を資源と言っては失礼ですけれども、地域に隠れている多様な人材がいろいろな形で発掘され顕在化してくるという現象が見られたということです。

そして5つ目、地域の課題の解決に向けた、課題というといつも悪いことのように受け取られがちですが必ずしも悪いことではなく、1つの地域テーマといますか、地域を活性化させるようなテーマがあったときに、大人と子供が集まり、お互いの学びあいが起こって、その相互作用の中でそれぞれ成長すると言えるようです。ですから、教育の世界から見ると学ぶという中で完結するようには見えますが、実際には、まちづくりであったり、地域のいろいろな課題であったり、そういうものと学びがつながる中で、人々を活性化するような活動が生まれてくるということがよくわかりました。

こういう5つの特徴を、我々は抽出いたしました。

ここから導き出される、我々が目指すべき地域教育のイメージとしては、先ほども言いましたが、大人と子供の相互作用から生まれる学びあいといますか、又は、それが多様な人々のつながりの中で起こるということですから、学びあいのコミュニティと言ったらいいのでしょうか、そういうものを形成するということが我々の最終イメージになるかと考えまして、(2)にまとめております。そしてその「学びあいのコミュニティ」は、必ずしもコミュニティの中の人たちだけで学びあうのではなく外の人たちにも開かれていて、地域の内外に開かれたコミュニティであるということです。それから、ある一時期だけそれが起こるのではなくて、継続的に起こっていく、継続していく中で子供も育つ、大人も育つ、そしてそこには地域のそれぞれ固有のテーマがあって、そのテーマのもとにみんながつながり合って努力する、活動する中で学びあって相互に育っていく、このようなイメージでございます。

そういうことを具体的な方策として実現していくために、どのような観点があるかということで、我々としては大きな柱として、次の2つの観点を挙げております。

1つは、先ほども出ました、人の存在ということで、何といたってもコーディネート機能がなければいけないということです。コーディネート機能を担う、人であったり、あるいは組織であったり、それが必要だということで、観点1には、「コーディネート機能の強化・充実」ということを挙げております。それから、観点2には、先ほど多様な主体を云々うんぬんというふうに申し上げましたけれども、今まで埋もれていたそういう多様な人々を顕在化させて、それこそ様々な個人あるいは団体が参加してくるような、そういう仕掛けを作っ

いくということを考えています。そういう中で、先ほどは、「大人と子供の学びあい」というように申しあげましたけれども、もっと様々な多様な立場の方々の学びあいが起こり得るので、異世代ないしは異文化の学びあいというようなイメージでとらえていければいいのではないかと思います。そういう中でまちづくりや社会づくりが起こって、その中でまた学びあっていく、学びと社会づくりが循環的に発展していく、そういうイメージがこの観点2の「多様な個人・団体の参加」というものに含まれていると、御理解いただければ有り難いと思います。

そこで、続きます3枚の資料を御覧いただきながら、区市町村レベルの問題と、それから都立学校レベルの課題に分けて御説明したいと思います。私の方から骨格だけ申しあげますので、事務局から必要な補足があれば、後ほどお願いします。

まず初めに、資料2-2、「区市町村における教育支援を機能させるしくみ」です。これについては、我々はこれまで、「地域教育プラットフォーム」という総合的な地域教育の仕組みを作っていこうと考えてきました。その中で目指す大きな柱は、「学校教育支援」と「学校外教育支援」ということになろうかと思います。ですからここでは、それぞれのニーズに応じて、それらを支援するプログラムをどんどん開発して、学校外教育支援を地域ベースで活性化していくための仕組みを作っていく、というようになろうかと思います。

ただ、こう申しあげますと、従来から生涯学習に関する行政が取り組んできました人材バンクのイメージと、ダブるようなことも起こり得ますね。人材バンクを作って、地域の学ぶグループにどんどん紹介していくというようなことが、都レベルでも区市町村レベルでも従来から行われていましたが、実はそういう人材バンクを作っても、利用があまりなかったのです。

ですから、その人材バンクでなかなかうまくいかなかった反省に基づいて、この図では3つのポイントを強調しているつもりです。

1つは、「ニーズ把握」というもので、こういう支援プログラムのニーズがどこにあるかというマーケティングのようなことを行っていくということです。従来の人材バンクは、作って、さあ利用してくださいと言っただけですので、ニーズ把握に基づいたものというよりは供給側の論理でバンクを作っていて、なかなか需要側からは活用されなかったというところがあるわけですが、今回はニーズをきちんと把握しながら、ニーズに合ったものを蓄えるということです。

もう1つのポイントは、人材だけを登録しておいても、何ができるのか、イメージがわ

かないということで、今回は、プログラムをバンクするということです。人材ではなくてプログラムだということ、それが2番目のポイントです。

それから3番目は、そういうプログラムを用意して、ニーズを把握したと言っても、さあ使ってくださいと言っても、学校はなかなか忙しいですし、学校外教育の中心的な方々も忙しいものですからそう簡単には利用に結びつかない、ということがあろうかと思われまます。そこで、②に書いています「教育支援コーディネーター」が、プログラムを持って学校や地域に出かけていくというイメージです。ですから、プログラムとともにコーディネーターと一緒に学校支援、あるいは学校外教育支援を行っていくというイメージでございいます。ということで、支援プログラムを蓄えながら、学校教育コーディネーターがニーズをきちんと把握して学校教育支援や学校外教育支援を行っていく、そして、そういう中で、先ほどのような大人と子供の学びあいがどんどん起こっていくように仕掛けていく、というイメージでございいます。

それを支えるのが、一番上にあります「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」で、ここで、教育支援人材を始めいろいろな人材を養成したり、さらには支援プログラムを作ったりするということになります。そういう支えに基づいて、下のラインの部分が行われるというようにイメージしていただければよろしいかと思ひます。これが、「区市町村レベルを機能させるしくみ」でございいます。

続きまして、資料2-3は、都立学校レベルの話ですけれども、こちらの方も、やはり同様に、ニーズを把握しながらプログラムを蓄えて、コーディネーターがきっちりと機能しながら各学校に提供していく、とじています。都立学校そのものへの支援と、さらには、高校生になると自ら社会参加に出向いていくということが非常に大事になりますので、その部分を、「高校生の社会参加の促進」と書いております。これが都立学校のレベルの支援の1つのイメージです。

それから次の、資料2-4にまいりまして、同じ都立学校でも特別支援学校については、高等学校から、小学校、中学校レベル、かなり小さいお子さんのレベルまでありますので、都立高校と比べると、もっと地域における学校外教育の支援であるとか、地域における子供たちの自立支援であるとか、そういう問題が加わってきます。ですから、そのようなところを強調した枠も考えております。

ちょっと雑駁^{ざっぽく}な説明でございましたが、もし事務局から補足などがございましたら、もっとわかりやすく御説明いただけると有難いと思ひます。よろしくお願ひします。

【主任社会教育主事】 資料2-2の区市町村のところですが、仕組みについては、それぞれのニーズ把握からプログラムのストック、そして提供までの流れとしては、部会長から今お話があったとおりで結構だと思います。

資料2-2の、区市町村の役割に関する部分ですが、ここでは、地域教育推進ネットワーク東京都協議会のところの「教育支援コーディネーターの養成講座」が都教委の役割になっていくかと思います。そして、地域教育推進ネットワーク東京都協議会の中では、この養成講座や教育支援プログラムを用意するに当たって、ネットワーク東京都協議会の会員と連携しながら作っていくという図になっております。

あとは、仕組みとしては、今の御説明のとおりでよろしいかと思います。

【田中副会長】 ありがとうございます。重要な点を言い残したような気がしますので、資料2-3を見ていただけますか。2-3に「分野ごとの教育支援人材（教育サポーター）の養成」とありますが、ここは、これまでも都立学校の支援にかかわっていただいているNPO法人であるとか、企業であるとか、そういったものを含む民間の関連の諸団体が、ここで機能を発揮しながら人材の養成に協力していくということがイメージされています。

以上、私の方からざっとお話ししましたが、実は、専門部会の中では多様な意見が出ています。したがって、今日御出席の専門部会の委員の方々から、もし補足、あるいは私が言い足りないとか、あるいは言い間違ったことがありましたら、おっしゃっていただくと有り難いと思います。

山崎委員、もし何かございましたらお願いします。

【山崎委員】 今、田中部会長から、これまでの会議の論議をうまくまとめていただき、しかも、コンパクトにわかりやすく説明していただいたので、私がここでどうこう言わなくても大丈夫だと思いますけれども、1つだけ私の立場から申し上げたいと思います。

こういった新しい支援システムを作る場合に、我々としてはまず、どうやったら具体的に実現できるかということを考えますけれども、その際には、それを実際に行うことになる行政の職員、あるいは学校現場の校長や教員が、こういったシステム、仕組みをよくわかる、理解できるということがまず大事だろうと思います。

それと同時に、見た人たちに、これは大事なシステム、仕組みだから、是非やってみようと思わせるものであること、要するにその気にさせるような内容のものでないとなかなかうまくいかないのかなと思います。そういった面では、結構わかりやすくなってきてい

るとは思いますけれども、更にいろいろな御意見をいただいて、もっとわかりやすく、しかも、こういうことをやれば実際にいろいろな活動ができる子供たちにとってもプラスになる、と実感できるようなものになれば、この仕組みが現実のものになるのかなと思います。そういった観点で是非いろいろな形で御発言、御提言をいただきたいと思っています。

【田中副会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、坂井委員、もし何かございましたら。

【坂井康宣委員】 全体的によくまとめられているので、問題は、これが本当に動くような仕組みにしていくことだと思います。

資料2-2~4の3枚をぱっと見たときに、資料2-3の都立学校や2-4の特別支援学校については、都教委が管轄しているし、ある種ネットワークも組みやすいので非常に可能性は高いと思います。けれども、問題は2-2「区市町村における教育支援を機能させるしくみ」で、私はずっと地域教育推進ネットワーク東京都協議会という姿が見えてこなかったわけです、動いてはいるのでしょうけれども。ここと、学校現場あるいは地域がどうつながるのかというときに、どうしてもそこに教育委員会という1つの行政機関が入ってしまうわけでしょう。その行政機関とネットワーク協議会と学校や学校外の幾つかの支援の仕組みがうまく機能しないことには、こういう仕組みがどうしても学校に入っていないですね。そののところをどう作っていくかということ、もう少し煮詰めていかなければいけないと思います。資料2の組織の中には、どこにも区市町村の教育委員会が入っていませんね。本当は必然的にどこかに入って動かなければいけないと思いますが、そういう難しさがあるのかなという気がしますね。

【田中副会長】 ありがとうございます。

続きまして、太田委員、何かございますでしょうか。

【太田委員】 田中部会長がよくまとめて御説明くださいましたので、特にはありませんけれども、「まちづくり」という言葉が、御説明のときには何度もおっしゃっていましたが、文章の中にはあまり入っていなかったなと思います。

そういう面からいったときに、いろいろな分野の例が挙げてあるわけですが、これは主にどちらかというと、NPOとか、現にそういう活動をしておられる団体、その辺をイメージしている傾向があります。

しかしながら、先ほどの「まちづくり」という概念や、坂井委員の御指摘等を考える

と、「教育ビジョン」にもありますけれども、単に教育委員会だけではなくて、いわゆる関係機関とか、関係部局とか、その辺りとの連携協力みたいなものも考える必要があり、そこは非常に大事なポイントなのかなという気がいたしました。

【田中副会長】 ありがとうございます。実はこの文章は事務局と相談しながら作ったのですけれども、地域課題の解決という言葉で納得しながら作っていたのですけれども、今、大人の学びと子供の学びからずっと順番に話していくと、つつい「地域課題の解決」をまちづくりとか、社会づくりに変えて話してしまったのです。その辺、また後ほど御議論いただくと有難いと思います。

それでは、最後に、村上委員、何かございましたら、一言お願いします。

【村上委員】 幾つか。まず、資料1「考え方」のところで「新しい公共」という話が出てきます。これは審議会の委員の皆様には言わずもがなの話ですが、これを読む方にとって、ということで申し上げます。専門部会の具体的な提案が出てきたときにプラットフォームという概念が出てまいります、教育に関する「新しい公共」の仕組みとして、こういうプラットフォームが構想され、提案されているんだ、というつなぎの話を確認しておかないと、一般の方が読んだときに、「新しい公共」からいきなりプラットフォームと言われてはまごつきます。前の審議会の資料を読むわけではないですから、そこは少し配慮した方がいいかなと思った次第です。

それから、提案の中身につきましては、坂井委員がおっしゃったことは大変重要なポイントです。実際に、例えば都レベルのプラットフォームである推進ネットワーク協議会、それから地域レベルになると、地域教育プラットフォームという書き方がされているわけですが、これは両者共、多様な教育資源を教育の現場につなぐということです。多様な情報やネットワークがつながらなければいけないので、これを行政が抱え込んでしまうと閉じてしまってなかなかつながらないから、多様な民間が参加する形の土俵にするのだ、プラットフォームなのだということですね。しかし、これが行政の土台と全くかわらないような民間の人たちの集まりだとしたら、学校現場や一般の方々から見て、公益性があるのかとか、継続性はどうかという疑問が出て、信頼を得るようなプラットフォームにならないということも考えられます。よって、教育と行政と多様な民間が参加する、両側から参加し合う土俵なのだというのが、きちんとわからないといけませんよね。

また、山崎委員がおっしゃったように、地域で教育委員会とか、自治体レベルで構想したときに、自治体の役割がどこにあるのかというものが見えないと、なかなか実現が難し

だと思います。その点は、我々専門部会の方ではある程度共通認識を持って話されてはいるのですけれども、それがこの図の中にはあらわれていないという問題が、我々のこれからの課題かなと認識しています。

さらに、ちょっと一言いいますと、東京都の教育ビジョンが出たので、学校支援ボランティア推進協議会を各地域に置くというくだりがビジョンの方に出てくるとすると、その辺を踏まえた形で今後の議論をした方がよろしいかなということがございます。

それから、都レベルの推進協議会の姿が見えないという坂井委員のお話がありました。私も問題意識がございます。こういうプラットフォーム自体を機能させていくとすると、学校現場とプラットフォームをつなぐコーディネーターも大事だけれども、プラットフォームそのものを機能させていく仕組みを具体的に考えないといけないなという点です。これも今後の課題で、これを考えるとすると、東京都がネットワーク協議会に予算をつぎ込む部分は、コーディネーターの養成講座の部分であるという御説明がありましたけれども、であるとする、プラットフォームを機能させるための仕組みに関して必要な予算というのは、逆に、独自に予算を捻出^{ねんしゅつ}するのか、又は獲得するののかというような問題も、今後の議論の課題になるかなと思われました。

【田中副会長】 ありがとうございます。

以上で専門部会報告を終わります。

【大橋会長】 専門部会の各委員、どうも御苦勞さまでございました。

今、出たのは、都の生涯学習審議会の一番大きな課題で、宿命なのですよね。東京都レベルの行政施策で推進する部分と、それから東京都としてビジョンを示して、それを市町村教育行政としてやっていただくという部分と、どうしても2側面持ってしまうわけですよね。それは毎回のことなので、今回もそこは意識して、どういうふうな工夫ができるかということだろうと思います。

それでは、資料1と資料2に基づきまして、御自由に御論議をいただければと思います。

【坂井康宣委員】 まちづくりというイメージですけれども、今進めている学校教育の改革の中で、小平市ですずっと意識してきたことは、学校だけの改革ではない、ということです。要するに地域社会の基盤整備を改めて見直して、いわゆる地縁型コミュニティになるわけですけれども、地域のつながりをできるだけ太くして行って、学校支援をしてもらおうという発想だったわけですね。それが地域社会のまちづくりにつながる一つの発想だと思うのです。ですからボランティアという組織が全くまちと無関係にあるのではなくて、

子供をまちの中で育てようという意識があるならば、ボランティアが活動している場所は、それはまちそのものなんだと、そういう意識でやっていかなければいけないといえそうです。

また、この資料2-2に「ニーズ把握」というところがありますが、コーディネーターが学校現場のニーズや地域のニーズを把握するという事は、正直言って最初はできません。コーディネーターとして何度もまちに入り、学校に入っている人は、こういうことができるようになってきますけれども、当初はできません。ここのところはどうしても行政がやらなければいけないのです。

小平市の場合には、学校のそういう要求や地域のボランティアをやろうという人たちの要求を最初に把握したのは当時の社会教育課の職員で、すべての学校を回って、どういうボランティアが学校に入って先生たちの手助けをしてくれたら学校としては有り難いのかということ調査して、そのための養成講座を開いたわけなのです。ここがまさに区市町村の教育委員会の大事な仕事だと思うのです。そういうところをなくして、この組織図だけでネットワーク協議会と学校と、学校外の支援者たちで1つの組織を作りましようと言っても、ちょっと無理があります。ですからどこかに教育委員会が入るような仕組みを作っておいた方がいいと思います。

【大橋会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

少し論議を深めるために、お手元に『地域における「新たな支え合い」を求めて』という参考資料5があるかと思いますが、それを用意してもらいました。これは厚生労働省が、もう行政だけではできない、行政の責任は当然あるのだけれども、住民の参加と協力を得ないと社会福祉はやっていけない、ということで昨年の10月に委員会を立ち上げて、この3月まで11回にわたってまとめたものです。かつてこの東京都生涯学習審議会の第2期、第3期の委員だった、現三鷹市の清原市長も参加しています。19ページに『地域における「新たな支え合い」を求めて』という報告書がありますが、その次のページ、20ページには、フローチャートがあります。公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題、それから公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分なことから生じる問題、社会的排除の対象となりやすい者や少数派、低所得者の問題など、地域における多様な福祉課題があります。そういった状況で地域に求められることとして、安全・安心、それから次世代をはぐくむ場としての地域社会の再生が挙げられており、一方で住民の自己実現意欲の高まりが挙げられております。こういう状況を踏まえ、地域福祉の意義と役割とし

て、地域における新たな支え合いを確立する、地域で求められる支えの姿、生活課題に対応する、住民が主体となって参加する場、ネットワークで受けとめるなどといったことが挙げられております。これは福祉のサイドから言っていますが、実は、この審議会で話し合っている論議と同じようなことをやっているわけです。

今度は77ページをあけていただきますと、ここの事例2で取り上げられた方は、実はPTAの出身者です。PTAの活動をした人5人が、地域でこれだけの活動をしているのです。「地域の生活課題に対処する関係者」として挙げられている中にはPTAもあって、PTAに対する期待は非常に大きいです。逆に教育の方が、PTAというものをきちんと評価し切れていないのではないかということが、実は出ております。

それからもう一つ、コーディネートをどうするかというときに、33ページをお開けいただきたいのですが、坂井委員が言われたことにもつながるのですが、ニーズ把握というけれども、一体どういうニーズがあるのかということは共通理解になっていないのですね。33ページに、中学校区の状況として、例えば、児童虐待件数や、DV件数、非行青少年数、母子家庭世帯数、父子家庭世帯数、外国人登録者数などの福祉の観点に立った統計情報が載せられております。こういう福祉の観点に立った問題は、教育の場面にはどうあらわれてきて、どういう地域としてのニーズになるのか、それが学校の中で阻害されているのか、受けとめられているのか、学校の中でできないとすれば、どうするんだという、そのニーズ把握のところの具体的なイメージがないのですよ。

それは教育の難しさなのですが、最終的には我々が、中学校区に、こんなことを想定したニーズキャッチをしないとイケないのではないですかと言わない限り、幾ら教育委員会がやりなさいと言ってもなかなかイメージがわからないのではないだろうかという気がしています。大変難しいのですけれども、この辺の知恵をお借りしたいです。こういう問題が潜在していて、屈折しているし、阻害されているので、それを顕在化して、お互いが助け合っていくような学習の場を作っていくと駄目なのではないかということです。

そこで、33ページの下のところでも、コーディネーターとか、自発的な福祉活動の拠点などを提案していて、発想は生涯学習審議会と全く同じです。教育の方から、先ほどの資料2-2のところとうまく出せるかということです。

資料2-2のところでは気になるのは、資料2-4にあるからいいと言えばそうなのですが、放課後の子供教室などには特別支援学校の子供は入ってこないと考えるのでしょうかね。また、今、文部科学省が、スクールカウンセラーでは十分ではなくて、スクールソー

ソーシャルワーカーを、と言っているわけですね。母子世帯、父子世帯の子供たちの問題などを担任の先生だけに任せるのは無理があるという話があるからこそ、文科省はスクールソーシャルワーカーと言っているとすると、その辺のことをもう少し入れないと、生活課題が見えてこないと思います。そこは今後少し深めないとならない点かなと思っているのですが、いかがでしょうか。

そういう意味では、「ニーズ把握」のニーズのイメージについては、福祉の方ではかなり具体的なことが思い浮かんできているけれども、教育の分野は、学校の先生が困っていることの支援なのか、学校の先生が困っているその背景の問題まで視野に入れて支えるという仕組みで考えるのか、というところは、もう少し詰めないといけませんよね。

【太田委員】 今、会長がおっしゃった視点はとても大事だと思いますけれども、ここでの議論はもう1つ入っているような気がするのですね。それはニーズというレベルにとどまらない、要するに新しい価値創造的な部分です。

ニーズといった場合には、わりと現に見えている課題に近いようなものだと思います。しかしながら、そこをここでいろいろな主体のかかわりの中で課題解決していく中には、新しい価値創造につながっていくような部分もあると思うのです。

例えば生重委員は、教育支援コーディネーターとしていろいろとやっておられるわけですが、最初は学校の先生たちが困っていることをサポートする部分のウエイトが高かった、けれども現実に先生とのコラボレーションみたいなものが起き始めてくると、先ほどの教育ビジョンではないですけど、次の時代を切り拓いていくような、そういう人材の養成につながっていった、ということですよ。

だから、この部分はちょっと分ける必要があると思います。福祉の部分の場合は、どちらかというと、ベーシック・ヒューマンニーズ的な部分が強いと思うのですけれども、教育の場合は、プラスの価値創造的な部分がどうしても必要のような気がします。

【大橋会長】 とても大事なことではないでしょうか。福祉もまさに価値創造的なところで新しい社会システムなり、哲学を作らなくてはいけないということは同じなので、このニーズ把握のところを、逆に言うと、ニーズ把握プラスいわば新しい社会づくりとか、価値創造とか……。やはり新しい社会づくりなんだと思うのです。それがあって、この支援プログラムというのは生きてくると。そうでないと、ニーズ対応的だと、今言われるようにどうしても対症療法的な問題の発想になってしまうのですね。実は福祉でいくと、ニーズのとらえ方がもっと幅広くなるのですが、一般的なニーズのとらえ方という、やや

問題があることにどう対応するかという話になってしまうので、「ニーズ把握、プラス価値創造的な新しい社会づくり」みたいなものを入れてもいいのではないのでしょうか。

【田中副会長】 それに関してですが、先ほど坂井委員から、民間のコーディネーターではニーズ把握が無理だから、当初は行政がやらなければいけないというお話がありましたが、資料2-2の図では窓口が「コーディネーター」になっているのでこのようになっているのですが、根本的には、もともとのプラットフォームの概念に従って考えてみれば、そこに多様な人々や組織が結集して、地域の共通の価値観を作ったりしていくわけですね。ですから、ニーズを把握するのは、基本的にはコーディネーター1人ということではなくて、あるいは行政だけということでもなくて、地域プラットフォームにかかわってくる多様な人々や機関のそういう話し合いの場の中で、ニーズが把握されていくのだと思うのです。そしてそのニーズの中には、現状で問題になっていることとか、子供は何を求めているかというニーズとか、それから太田委員が言われたような、これから社会をどうしようかというニーズとか、地域をどうしようかというプラスのニーズとか、全部含まれてくると思います。ですから、ニーズ把握は、ただコーディネーターに任せておけばいいというのではなくて、実際やるときには、プラットフォームに参入してくる多様な人々の中での話し合いやコミュニケーションの中でニーズが把握されていく、というふうに考えることになると思います。

それから、会長が言われた特別支援の部分については、資料2-2の中の学校外教育支援と2-4の学校外教育支援とが、恐らく現実の地域の中ではドッキングするか、連携するか、何らかの形で関係を持ちながら行くのではないかと思います。同時に、私立の学校に通っている子はどうするのかという問題もあり、さらには、学校選択制をとっている地域では、子供はどちらの地域に関係してくるのかというのものもあるものですから、具体的な段階では、それぞれの地域の中でその辺りも検討していかなければいけないことになると思います。

【坂井康宣委員】 一般的に学校支援のためのニーズの把握といいますと、大体学習支援だとか、部活動支援だとか、学校の環境だとか、図書館だとか、ある種プラスの面でいろいろとアイデアが出せるニーズなのです。だから学校も非常に要求しやすいし、地域の人たちもお手伝いしやすい部分があるのですけれども、もう1つ、会長がおっしゃったような福祉にかかわるようなニーズというのは、学校も非常に言いづらい部分があるのです。要するに家庭教育支援に直接かかわる内容が出てくるので、果たしてそれをボランティア

に頼んでいいのかどうかということも出てくるし、学校が一応教育上、守秘義務として課せられる中身をそういうボランティアの人たちに話していいのかどうかという問題も出てきます。以前この部会の中で、民生委員・児童委員の果たしている役割についての意見がありましたけれども、まさにその部分は、民生委員・児童委員と学校と行政と一緒に仕事をしなければいけない部分なのですよね。

そういう意味では、小平市の場合には、特に支援を必要とする子供たちに学校生活上の支援をするプログラムがあってもいいのではないかということで、養育を放棄した親の子供をどう地域や学校が支援していくかということにも取り組んでいます。また、特別支援教育の分野で言うと、普通学級に在籍する特別な支援を要する子供たちをどうやって支援するか、そのための講習会も開いています。ニーズ把握というのは非常に難しい部分があるけれども、どこかが責任を持ってやらなければなりません。コーディネーターには任せられない部分が、どうしてもありますね。

【鳩山委員】 今のお話に関連して教育支援コーディネーターのニーズ把握のことですが、私は、今副会長が説明してくださったように、この、コーディネーターだけではないんだというような表現が、もっとはつきり出てくるといいかなと思いました。私も、これだけ見た感じで言うと、教育コーディネーターの方だけでこのニーズ把握というのは、実際現場としても無理だと思います。ニーズを把握するのは、もうちょっといろいろな人がいる中で行い、教育支援コーディネーターの方は中心になるとか、要りますよというような方向であるといいかなと思いました。

また、ニーズは、学校・地域・社会が求めているものなのですからけれども、やはりそれは構成メンバーの人たちが必要性を感じているものということになるかと思いますので、このコーディネーターをどんな感じで位置づけるのかが、図にあらわれるとわかりやすいかと思いました。

【大橋会長】 これ、「コーディネーター」というからどうしても個人と考えてしまうけれども、「教育支援コーディネート機能」なのですよね。コーディネートできるシステムをどう地域で作っていくかということなのです。コーディネーターというと、個人の属人的にとらえてしまうけれど、そうではなくて、システムとして教育支援コーディネート機能が地域にないといけませんよというように、言葉を変えないといけませんね。それは教育委員会がどうかむかとか、他の行政がどうかむかも含めて考えないとならないよという、その膨らませ方ですね。

実は、参考資料3にあります「改正された社会教育法」に、まさに今の議論に絡むような、社会教育主事の新しい職分が付記されております。3ページにある第9条の3の2号で、「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」、こう言っているのです。ですから、従来の社会教育主事の職務から相当大きく変わっているのです。これはまさに教育支援コーディネイト機能をやることを社会教育主事に求めている、属人的には職務として求めている、ということなのですね。

そうすると、この2項だけを考えていけば、社会教育課とか、社会教育行政に社会教育主事がいるというのではなくて、社会教育主事自体がまさに教育支援コーディネイト機能を持つコーディネーターということで、ではそれはどこに配属するか、どういう組織でやるかというようなことも豊かにしていけないとうまくならない、こういうことです。単に「ニーズ把握」と言うと、ただ学校が困っていることを応援するというレベルになってしまっています。同じく学校支援ですけれども、私どもは学校も応援するけれども、地域でその仕組みをどう作るかということなので、もう少し広がり大きいということなのだと思います。

【村上委員】 2つございます。1つは「教育支援を機能させる仕組み」について、便宜上、資料2-2、2-3、2-4のようにレベル別に分けて書かれているわけですが、別紙的にもう1つ、この3つのお互いの関係を整理する図が必要だなということを、議論を聞いていて思いました。

例えば、私は都立高校の「奉仕」という課目を支援するコーディネーターとして活動しています。渋谷区において2つの高等学校を支援している場合には、私は都レベルの教育支援コーディネーターですが、渋谷区の教育コーディネーターという、地域レベルのコーディネーターと一緒にやらないと、一方だけでは都立高校を取り囲む地域と都立高校の結び合わせというものはできません。つまり、現実的に都レベルのコーディネイト機能と区市町村レベルのコーディネイトのつながりの協働の形というものが必要になるし、そうであればそういう関係性を示す必要があるだろうと思います。

また、都立高校において、「奉仕」という科目で社会に役立つ体験をするという場合、多くの学校ではその受け皿は特別支援学校であって、高校生がそこに行ってみると、実際には一方的に役に立つというよりは、特別支援学校の生徒と都立高校の生徒が互いに学び合っています。そういうプログラムが奉仕においても生まれているということを考えれば、

そこにも関係性は作られていくわけで、その辺の関係性というのは示していく必要があるなと思います。

【大橋会長】　　そういった図の整理はこれから詰めていくとして、大体資料1と資料2の方向はこんなところによろしゅうございましょうか。

【坂井康宣委員】　資料1の1枚目の(2)のCの『地域教育』が目指すもの」と、次のページ(1)のBで「地域の教育力が高まっていく過程の中で、子供たちの『学び』や『育ち』が生まれる」というところ、ここにまとめてあることは、これはすべて「学び」なのですよね。

しかしながら、私は、地域の教育がこれから本当に担わなければいけないものの1つは、いわゆる市民性というか、社会性というか、それをはぐくむ機能だと考えています。今一番大きな課題になっている社会規範意識、これは地域の大人とかかわる中で、地域社会の中ではぐくまれていくものであって、決して学校教育の中だけではぐくまれていくものではないので、その辺を是非入れてほしいなという気がしています。

といいますのは、東京都が、「心の東京革命」を推進していますけれども、何となく最近^{けいがい}は形骸化してきている感じが否めないし、道徳授業地区公開講座をやっている、単に「心の東京革命」で言われていることを授業として提供しているだけという意識があるのですよ、学校現場にはね。そうではなくて、学校で道徳性についての学びをすることによって、それが地域社会の中で道徳的実践力として育っていくのだという、その流れをしっかりとらえて道徳授業地区公開講座をやっていかなければ、社会性も市民力も規範意識も育っていかないような気がするのです。だから地域の教育力というのは学びの再生と同時に、そういうところも実は意図しているんだよということを、ちょっとどこかに触れてほしいなという気がします。

【大橋会長】　　とても大事なことですね。私も改めて考えてみると、東京都教育ビジョン(第二次)の27の重点施策のうち、21の「規範意識や思いやりの心の育成」、これは教室の中でできることではないのですよね、それから26の「社会貢献の精神を育成する教育の推進」、これもただボランティアやれと幾ら言ったって駄目なので、この辺のところをもう少し地域教育の中でやっていく必要があると言えますね。つまり、学校教育でもない、社会教育でもない、大人と子供と一緒に活動する中で身に付ける部分というものを、もっと強く出してもいいのではないかという気がするのですね。これを学校でやると、また昔の道徳教育とか公民教育みたいな話に矮小化^{わいしょう}されてしまうかもしれない。その頭の切

りかえがとても大事ではないかという気がします。大事な指摘、ありがとうございました。

【田中副会長】 資料2-3と4にかかわるところですが、私も時間がなくて十分な説明ができなかったのですが、今、村上委員から御指摘があったので、ちょっと補足させていただきます。

この図のコーディネート機能（教育支援コーディネーター）というところでは、村上委員のような、個々の都立高校をお一人で幾つかずつ責任を持たれてやっつけらっしゃる、そういうコーディネーターの方と、もう1つ、全都レベルの教育支援プログラムバンクと都立学校群をつなぐような総合的なコーディネート機能というものも、必要かと考えています。ですから、ここに書いてある「コーディネート機能」というのは具体的には2段階といえますか、多段階になるのかなというように考えています。そこで、図中『社会教育主事』に養成されるはずの機能か？と書いてあるのは、全都レベルで社会教育主事に総合的なコーディネーター機能は必要であるという考えがあることと、もう1つ、村上委員のように個々にコーディネート機能を発揮されている方もいる、その2つがここで合わさっていることを表現するように考えてやったのです。事務局から何か補足があればお願いします。その辺はいいですか、細かい点。

【大橋会長】 それは後で整理しましょう。

【村上委員】 私の場合には、ここでいう教育分野のプログラムのバンクというものは今ありませんけれども、現実には、動きながら、汎用性^{はんよう}のある、ほかの学校でも取り組めるようなプログラムというものができていって、それを学校現場に落とし込んでいったりするような機能を果たしています。そういう立場で動くものという認識のもとに、私以外にほかの委員も、生重委員もそうだし、いろいろな方々がそういう役割を果たしていると思います。ですから、その役割自体は、社会教育主事と言われる位置づけの方々にも通用するし、我々のような立場の者にも同じ役割が乗っかるものだろうと思っているので、それは個人、個人のバックグラウンドは違っても、役割、仕組みとしては1つの仕組みとして描けるのかなと思います。あまり多層化してしまうのもどうかと、私は思っております。

【田中副会長】 だから機能と書いてあるのです。ですから、村上委員や生重委員や、それぞれコーディネーターとして活躍されている方の全体をコーディネートする機能も全都レベルで必要かと考えて、都レベルの社会教育主事がその役割を果たすのかという考えからここに書いたと、把握しています。

【大橋会長】　あまり個人とか、コーディネーターと言わない方が良いですね。これも教育支援コーディネーターと書いてございますが、趣旨は地域教育支援コーディネート機能なのです。そのコーディネート機能をどこに設置するかというのが大事なことなので、資料1の2枚目の「(2) 地域教育行政が果たすべき役割」のところのBに、「地域を基盤に『学校教育』と『社会教育』の連続性をもった施策を構築する」とありますが、これでもいいのですが、もっと言えば、学校教育と社会教育をつなぐ第三の教育行政とも呼べる地域教育支援コーディネート機能を発揮できるセクションを市町村なり東京都がどう作るかというのが大きいですよということです。その地域教育支援コーディネート機能のシステムの中には指導主事が入るかもしれないし、社会教育主事が入るかもしれないし、あるいはそれ以外のNPOで頑張ってきていた人が入るかもしれないし、ソーシャルワーカーも入るかもしれない。それをすぐ何とかだというように言ってしまうと非常に狭くなってしまいます。どういう人であれ力がある人が入れば、みんないいではないですかということなのです。それを都の職員にするのか、市町村の職員にするのか、教員免許状を持っていないといけないのかというようなことは、ちょっと別の論議の立て方をしていかないといけないことです。要は市町村にそういう地域教育支援コーディネート機能を主たる業務とするセクションがないと回りませんよということ、どれだけしっかり打ち出せるかということなのです。

それをやるためには、その下に「地域教育計画（仮称）を作る」ということがあります。これは既に5期の生涯学習審議会で、地域教育振興計画を作る必要があるだろうということを出しているのです。それを我々は推進するということですね。その場合に、ただ市町村に作れと言ってもできないので、できれば、地域教育振興計画というものは、こういう方法で、こういう枠組みで、こんなことを盛り込んだものを作ってほしい、というようなことを出せばいいし、今回出せなければ、次期の生涯学習審議会、市町村の地域教育振興計画はどうあるべきなのかということについて、きちんと策定指針みたいなものを出していく必要があるのではないだろうかと思います。その辺がないと、先ほど山崎委員や坂井委員が言ったように、「市町村がやれ」と言われても、どうやっていいかわからないよという話にもなるのではないだろうかということなのです。本来は、そこを市町村の教育委員会の会議とか何かができればいいのですが、やれるところはいいですよ、進めれば、しかし、そこに目がいかないところに対しては、やや政策誘導的な地域教育振興計画の策定指針のようなものを少し示しておかないとまずいのかなと、そこまで踏み込め

るかどうかが今回のポイントと、こういうことになるのではないのでしょうか。

【太田委員】 今の御意見と関連するのですけれども、資料1の第一章「(2)『地域教育』の考え方」の「A『新しい公共』概念の登場」のときの担い手の表記の仕方が、今のニュアンスよりは、市民とか、そちらの方にちょっとウエイトが行き過ぎているのかなという感じを受けます。それこそ、現段階では、この分厚い報告書にあるように、市民と行政が「協働」して新しい公共をつくりだすレベルにあるのではないのでしょうか。そして、やがては「市民」が中心になっていくようなそういう段階なのかなという気がします。

そういう面からいうと、これから言葉を練っていくのだらうと思いますけれども、第二章の『『専門部会』における検討事項』のところで、「学びあいのコミュニティ」のところに説明が書いてありますけれども、この前段の部分はちょっと一般の人にはわかりにくいかなと思います。「すなわち」以降だけだとわかりやすいのですけれども、前段の部分は、普通の人を読むと、とても学問的なことが書かれているような、そういうニュアンスを受けると思います。

【大橋会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【中西委員】 先ほどの会長の、教育支援コーディネーターか、コーディネーター機能かという御説明で私はやっと納得したのですが、資料2-3だと「機能」も書いてありますけれども、資料2-2だと教育支援コーディネーターとしか書いてないですよ。これは資料2-2も「機能」だという理解でいいわけですよ。

【大橋会長】 それの方がわかりやすいだらうと思います。

【中西委員】 そうですね。それははっきり定義づけないと、コーディネーターという1人の人がスーパーマンで活躍しなければいけないというように受け取られるので、それが気になっていました。

もう1点、高校生については、社会活動参加の促進というのではっきりと書かれていますけれども、小・中学生、特に中学生辺りも、支援を受けるだけの立場なのかということ考えたときに、また、育てて行ってやがて地域を支えていくのだということ考えたときに、ただ支援を受けるだけではなく何らかのかかわりを自分から持っていく、という視点が少し入ればいいのかなという気がしています。

【坂井一之委員】 私も実はずっとそのことを考えていました。学校教育が社会教育に包まれる形になっていきますけれども、やはり双方向でやるべきだと思います。学校教育では、いかに地域性とか社会性を教育しようとか、どういう機会を作ろうかというところ

にどうしても集中してしまうのですけれども、むしろ、学校教育が社会、地域に何ができるかとか、学校教育の関係者の中からそういうアイデアが積極的に出てくるような促しも、絶対必要なのではないかなと思います。

それから、村上委員が先ほどプラットフォームの中で、いろいろな方たちが参加してくる時に公共性をどう担保できるかということをおっしゃいましたが、非常に重要なことだと思います。「新しい公共」という考えからいくと、今までのいろいろな行政機関とか、専門委員というような公的な立場の人たちだけではなくて、団塊世代だとか、個人とか、様々な人たちがそこで学んだり、参加したりするということを前提にしています。そのときに参加できる要件とか、形とかを広げれば広げるほど、一体だれがそれを統括して運営するのか、という問題が出てきます。多分、一気にはいかないのですが、先ほど委員がおっしゃっていたように段階的なものになると思いますけれども、その辺は重要なことです。

例えば私自身が何かに参加したいというときに、何の教育の資格もありませんし、どうしたらいいだろうかと思うでしょうね。とりあえずどこかのNPOに入った方がいいのか、などと、全くわからない状態だと思います。そこで、何らかの手段が取れるとすれば、そのことが団塊世代の方々に伝わり、参加してゆけるように、地域そのものを促していくことが大切だと思います。最初にありましたけれども、団塊の世代だとか地域の大人たちも、参加し活動することで、与えるばかりではなくて、子供たちから学べるみたいな部分があると思うのです。「学校に行ったら、子供たちからどんなことを教えてもらえるんだろう」みたいな視点も出てくると新しいかなという感じを受けましたけれども、全体的には、案は大変よくわかります。

【大橋会長】 これまでは、教育行政といえばすぐ学校というように考えてきましたが、学校は学校としての役割があるけれども、教育行政それ自体の持つ意味、教育委員会の教育行政の持つ意味は、改めて見直してみる必要があるのではないかということですね。また、そういう意味では、学校教育行政と社会行政がつながった地域行政みたいなことを、まず行政責任を明確にしながら、住民にどう参加してもらって協働していくかという、太田委員が言われたようなことをきちんとしていくということが、次のステップに行く過程として大事であると、こういう理解でよろしいでしょうかね。そうすると、教育委員会なりの役割というものもそれなりに見えてくるし、その教育委員会を励ます意味でも、地域教育振興計画みたいな在り方を少しイメージアップできるような書き込みができればと、こんなことでしょうか。

【長澤委員】 今、皆さんのお話を聞いて、やっとわかってきた、つかめてきたという感じがします。私も、坂井委員がおっしゃっていたように、私たちがこだわってきたのは「双方向」だと思っていたと思います。つまり、行政が上で何かやって、それがおろされてくるといような一方的なことではなくて、今未熟なお母さんも、双方向でコミュニケーションすることで、お母さんたちがお互いにシェアし合っていくんだという立場でずっと来たのだけれど、という思いがあります。

それから、第一次答申では推進者として、仮称ファシリテーターという言葉が出ていたのですが、どこで消えて、コーディネート機能になったのかという、その間が抜けているので、その説明をしていただきたいと思いました。

【大橋会長】 ファシリテート機能というものについては、先ほど太田委員が言われたように、対症療法的なことをやるのではなくて、もう少し積極的に打ち出した部分、あるいは教育の価値にふれた部分が、あってもいいのではないかということで、これはなかなか打ち出し方が難しい部分だと思います。しかし、そういうことも視野に入れて、コーディネート機能という言葉でいいかどうかということも含めて、考えなければいけないかなと思っています。

【吉兼委員】 資料2-3、2-4の図の中で、学校と「コーディネート機能」の関係のところ、「申請」と「プログラム等の提供」という矢印があるのですが、そのところは、今の議論をお聞きしていて、もうちょっと「協働」というようなニュアンスが加味されてもいいのかなと思います。図面の問題ですけれども、「お願いします」、「では、これあげます」というような、そんな感じに受け取れます。

例えば提供・協議とか、協議・提供とか、みんなで作り出していくというか、先ほどは新しい価値観という言葉もありましたけれども、学校の方も積極的に出ていかなければならないし、地域の中に学校も当然存在するわけで、人的・物的資源もあるわけですからそういうニュアンスがほしいですね。何か「申請」、「提供」という言葉がちょっと気になりました。

【大橋会長】 先ほど坂井一之委員、中西委員が言われたことで、例えば中学生も社会貢献なり地域貢献、あるいは地域活動を通して育っていくという側面がもっとあってもいいのではないかということと、それから吉兼委員が言われたように、地域の資源の中には当然学校もあるわけで、学校もそれなりに役割を果たしてもいいのではないかということ、この2つもあると思います。

「学校も出ていかななくてはいけない」というと、組織体としての学校が出ていくという部分と、学校を構成している教員が出ていくという部分、そこで学んでいる児童・生徒が出ていくという部分があります。そこは区分けしながら、学校が出ていくということの持つ意味というのをどう考えるかということですね。それによっては「協働」や「申請」という言葉が適切かどうか、その辺は整理しなければいけない、こういうことでよろしゅうございましょうか。

【坂井康宣委員】 会長から、要するに区市町村の教育振興基本計画を作るに当たって審議会から何か提案があってもいいのではないかという話がありましたけれども、それはやめておいた方がいいと思います。もう既に国は教育振興基本計画を出しましたし、東京都は教育ビジョンがそれに当たるものだという説明をしていますよね。それらのものをもとにして、区市町村が区市町村なりの教育振興基本計画を作ればいいのであって、改めてここから出す必要はないような気がします。

【大橋会長】 わかりました。それも受けとめて少し検討させてください。というのは、資料1の地域教育計画を作るというのは、どういうふうなものを作るかという、これも先ほど言った住民参加みたいなものをどうするかという問題がありますので。都のレベルでは広過ぎて難しいでしょうけれども、区市町村によっては、やり方が少し変わってくる可能性もあるかもしれないというふうなこと、その辺がなくて、ただ住民参加しろと言っても、住民の方はそれで納得するかどうかというのがありますので、少しそこは検討させていただければと思います。

それでは、大体基本的なところは資料1と専門部会の報告の資料2によるということで、これから細部を少し詰めるという作業に取り組みたいと思います。ついては起草委員会を設置したいと思うのですが、起草委員会の設置をしてもよろしゅうございましょうか。今日の議論を踏まえて、少し整理させていただくと考えています。

それで、起草委員の提案ですが、私の方から提案するというところでよろしゅうございましょうか。

それでは、事務局、配布をお願いします。

(資料配布)

【大橋会長】 私の方で事務局と相談させていただきまして、次の6名の方を起草委員にお願いできればと思っております。お一人は、専門部会長を務めていただきました田中副会長に、専門部会の意見を反映するというので、お願いしたいということでござい

す。それから、東京都レベルの論議と区市町村レベルの論議があるものですから、地域における教育行政という、これからの地域教育行政の在り方は大変重要でございますので、小平市の坂井教育長と葛飾区の山崎教育長にお願いをしたいということでございます。それから、第一次答申で出しました家庭教育との関係をどうするかということも大きいので、今日は御欠席ですが、鈴木委員にもお願いしたい、それからNPO関係等も含めて、コーディネーターという論議を安易にははいけませんので、そういうことも含めて、村上委員にお願いしたい、ということで私も含めて計6人ということになります。いかがでございますでしょうか。

一応6名ということで、御承認いただいたということでよろしゅうございましょうか。ありがとうございました。委員の方々、大変ですがよろしくお願ひします。

つきましては、今後のスケジュールということになりますが、事務局から提案をしていただけますか。

【主任社会教育主事】 最後に今後のスケジュールについてですが、資料3を御覧ください。起草委員会につきましては、10月までに3回程度開催しまして、検討していただくことを考えています。その後、全体会を開催いたしまして、11月を目途に第二次答申をまとめていきたいと考えております。起草委員会の具体的な日時につきましては、また調整の上、決まり次第御案内させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

【大橋会長】 そうしますと、起草委員会を踏まえて、全体会で一度きちんと論議をいただひて、第11回審議会で答申ということであれば、その間に、必要に応じて文書でいろいろ御意見をいただひというような手続もとらせていただひたいと思ひております。これは現時点でのスケジュールということですが、こういう方向でさせていただきますので、7月、8月、9月、暑いときに起草委員の方々大変ですが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、今日予定しました議事はおしまいでございしますが、委員の方から何か御意見ありますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、これでおしまいにしますが、部長、よろしゅうございしますか。何か一言。

【地域教育支援部長】 この前の専門委員会から非常に密度の濃い議論をいただきました。今日も、その議論を踏まえてさらに幅広く御議論いただきまして、ありがとうございました。

【大橋会長】 ありがとうございます。

それでは、これでおしまいにしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

— 了 —